

パブリックコメント案件概要

案件名：尼崎市住まいと暮らしのための計画の策定について
(尼崎市住宅マスタープランの改定について)

1. 施策の概要

現計画の期間終了を迎えるにあたり、これまでの社会情勢の変化や本市における地域特性、施策の効果等を踏まえ、市民の豊かな住生活の実現を目指し、住生活の安定の確保及び向上の促進に関する住宅施策を総合的かつ計画的に推進することを目的とした新たな計画として、「尼崎市住まいと暮らしのための計画」を策定する。

2. 施策策定(見直し)に至った背景・問題点など

「空家等対策の推進に関する特別措置法」の制定や「住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律」の改正等社会情勢が移り行く中、本市においても、少子高齢化・人口減少の急速な進行、空き家のさらなる増加、地域コミュニティの希薄化、マンションの老朽化等、住宅を取り巻く状況の変化に対応してきているが、今後もこうした時代の変化を見極め、的確に対応することが求められている。

3. 目指す姿・対応策など

尼崎市の住まい・まちを取り巻く状況を踏まえ、計画の基本目標(ミッション)として「安心して住み続けられる住まい・まちの実現」「持続性のある住宅ストックの形成」「選ばれる住まい・まちを目指した魅力創出」の3つを定めるとともに、取組を進めるうえでの6つの方向性と住宅地類型別の取組の考え方を位置付ける。

4. 施策の対象範囲・期間など

対象 市民等

期間 令和3年度～令和12年度までの10年間

5. 市民意向調査の概要(ステップ1、2省略の場合はその理由)

市民の居住実態や住宅選択の状況、住宅・住環境に関する意識・意向などを把握するため、「尼崎市の住宅・住環境に関する市民アンケート調査」を実施するとともに、市内の民間賃貸住宅所有者の賃貸経営の状況や住宅確保要配慮者の入居実態などを把握・分析するため、「尼崎市の民間賃貸住宅に関する所有者アンケート調査」を実施した。

6. 施策の検討経過

(1) 素案検討過程での主な論点

学識経験者、市議会議員、市民代表、民間事業者代表からなる「住宅政策審議会」において、現計画の総括を行い、尼崎市の住宅・住環境に関する現状と課題整理をもとに様々な議論を進め、次の6つの施策の方向性などとして取りまとめた。

また、多様な住宅地を有するという本市の特徴を踏まえ、住宅地を土地利用の現況から定性的に分類した次の住宅地類型ごとに魅力付けの方向性を位置付けた。

【施策の方向性】

- 子育て世帯の生活環境の価値創出
- 高齢期に適した住まい・住環境の構築
- 質の高い住宅の新規供給の促進と良好な住宅地開発の誘導
- 既存住宅の質の維持・向上と有効活用の促進
- 住宅地の魅力を高める「まち育て」の推進
- 住宅確保要配慮者の居住の安定の確保

【住宅地類型】

- 中低層低密住宅地
- 低層高密住宅地
- 住農混在地
- 住商混在地
- 住工混在地
- 旧集落
- 中高層住宅集積地(団地)

(2) 策定過程で比較検討した複数案の主な項目と反映理由

—

7. 今後のスケジュール

- 令和2年7月28日から令和2年8月17日まで パブリックコメント募集
- 同年9月 パブリックコメントで寄せられた意見を考慮し、計画策定
- 令和3年4月 尼崎市住まいと暮らしのための計画 施行

8. 添付資料

- 尼崎市住まいと暮らしのための計画(素案)

9. お問い合わせ先

都市整備局住宅部住宅政策課

〒660-8501 兵庫県尼崎市東七松町1丁目23番1号 本庁北館5F

電話番号06-6489-6608

ファクス06-6489-6597

メールアドレスama-jutakuseisaku@city.amagasaki.hyogo.jp